



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月24日金曜日 第393号

◇ 目 次 ◇ 規 則

個人情報保護に関する法律施行細則..... (広報広聴課) ... 272
 知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 316
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 316
 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 322
 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... (長寿介護課) ... 325
 愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則..... (水産課) ... 328

告 示

愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程..... (県民生活課) ... 329
 指定医療機関の廃止の届出..... (保健福祉課) ... 330
 医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... (") ... 330
 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 330
 介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ... 331
 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更..... (") ... 331
 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... (") ... 331
 指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更..... (") ... 331
 指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... (") ... 332
 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出..... (") ... 332
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 332
 肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 332
 くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量..... (水産課) ... 332
 くろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量..... (") ... 333
 するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量..... (") ... 333
 港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 333
 自動車専用道路の指定..... (道路維持課) ... 333
 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定..... (") ... 333
 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法..... (") ... 334
 基本測量の実施の通知..... (") ... 334
 基本測量の終了の通知(2件)..... (") ... 334
 公共測量の終了の通知..... (") ... 334
 愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正..... (会計課) ... 334
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 335
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農地整備第一課) ... 335
 道路の区域変更(一般国道197号)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 335
 道路の供用開始(")..... (") ... 335
 道路の区域変更(県道池田中山線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 336
 道路の供用開始(")..... (") ... 336
 道路の区域変更(一般国道441号)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 336
 特定計量器の定期検査の実施..... (計量検定所) ... 336

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... (監査事務局) ... 337

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 342
 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 342

雑 報

環境影響評価準備書について..... (環境政策課) ... 344

規 則

○愛媛県規則第5号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿	個人情報取扱事務登録簿(様式第1号)
2	法第75条第1項の個人情報ファイル簿	個人情報ファイル簿(様式第2号)
3	法第77条第1項の開示請求書	保有個人情報開示請求書(様式第3号)
4	法第82条第1項の書面	保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)
5	法第82条第2項の書面	保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)
6	条例第4条第2項の書面	保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)
7	条例第5条の書面	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)
8	法第85条第1項の書面	保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第8号)
9	法第86条第2項の書面	個人情報の保護に関する法律第86条第2項の規定に基づく通知・意見照会書(様式第9号)
10	法第86条第1項及び第2項の意見書	保有個人情報の開示に係る意見書(様式第10号)
11	法第86条第3項の書面	保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(様式第11号)
12	法第87条第3項の規定による申出	保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)
13	法第91条第1項の訂正請求書	保有個人情報訂正請求書(様式第13号)
14	法第93条第1項の書面	保有個人情報訂正決定通知書(様式第14号)
15	法第93条第2項の書面	保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)
16	条例第7条第2項の書面	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第16号)
17	条例第8条の書面	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第17号)
18	法第96条第1項の書面	保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第18号)
19	法第99条第1項の利用停止請求書	保有個人情報利用停止請求書(様式第19号)
20	法第101条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定通知書(様式第20号)
21	法第101条第2項の書面	保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第21号)
22	条例第9条第2項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第22号)
23	条例第10条の書面	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第23号)
24	法第77条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報開示請求に係る委任状(様式第24号)
25	法第91条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報訂正請求に係る委任状(様式第25号)
26	法第99条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報利用停止請求に係る委任状(様式第26号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	法第86条第1項の規定による通知	個人情報の保護に関する法律第86条第1項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第27号）
2	法第105条第2項の規定による通知	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第28号）

（電磁的記録の開示の方法）

第4条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

電磁的記録の種類	開示の方法
1 録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し（複製物を含む。以下同じ。）の交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は写しの交付

（地方公共団体等行政文書の写しの交付の部数）

第5条 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（これを複写した物を含む。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示の請求があった保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

（地方公共団体等行政文書の開示の実施等）

第6条 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の開示は、知事が指定する日時及び場所においてするものとする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に取り扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（費用の額）

第7条 条例第6条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	額
ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付	交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合には、片面を1枚とする。以下同じ。）につき10円
イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	交付する用紙1枚につき20円
ウ 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき40円
エ 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円
オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

(2) 送付に要する費用 当該写しの送付に要する費用に相当する額

（費用の納付の方法）

第8条 前条各号に規定する費用について、実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。）が定める納付の方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 次号に掲げる方法により交付を受ける場合以外の場合 前条第1号に掲げる額を現金で納付する方法。ただし、公営企業管理者が実施するものについては、公営企業管理者が別に定めるところにより納付する方法

(2) 地方公共団体等行政文書の写しの送付により交付を受ける場合 前条第1号に掲げる額と同条第2号に掲げる額とを合計した金額を愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第17条第1項に規定する納入通知書により納付する方法。ただし、公営企業管理者が実施するものについては、公営企業管理者が別に定めるところにより納付する方法

（実施状況の公表）

第9条 条例第12条の規定による公表は、愛媛県報によるものとする。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）は、廃止する。

様式第1号(第2条関係) 個人情報取扱事務登録簿

事務の区分		<input type="checkbox"/> 全庁共通 <input type="checkbox"/> 地方機関共通 <input type="checkbox"/> 固有
登録(変更)年月日		年 月 日 (年 月 日変更)
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登 録	
	保 有	
個人情報取扱事務の名称		
個人情報取扱事務の目的		
根拠法令等		
個人情報の対象者の範囲		
個人情報の記録項目	基本的情報	<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 顔画像 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> その他 ()
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続
	その他の情報	<input type="checkbox"/> 心身の状況 <input type="checkbox"/> 家庭生活の状況 <input type="checkbox"/> 社会生活の状況 <input type="checkbox"/> 資産・収入の状況 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ()
保有個人情報の目的外の利用の有無及び提供の状況		<input type="checkbox"/> 有(法第69条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無
		提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有(委託内容) <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報の保有形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル(手作業)処理ファイル <input type="checkbox"/> その他のファイル
個人情報ファイル簿の作成の有無		<input type="checkbox"/> 有(ファイル名) <input type="checkbox"/> 無
備考		

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第2号(第2条関係) 個人情報ファイル簿

(表)

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電子計算機処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

(裏)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

注 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第3号(第2条関係) 保有個人情報開示請求書

(表)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

ふりがな
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

請求者 住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の内容(具体的に記入してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記入は任意です。)

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、事務所(窓口)の場所並びに実施の方法及び希望日を記入してください。

(1) 事務所(窓口)における開示の実施を希望する。

<事務所(窓口)の場所>

<実施の方法> 閲覧

(これに引き続く写しの交付の希望の有無 有 無)

写しの交付

視聴

(これに引き続く写しの交付の希望の有無 有 無)

<実施の希望日> 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。

写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

- 2 「2 求める開示の実施方法等」の欄及び「3 開示請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「4 本人確認等」の欄及び「5 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第2条関係) 保有個人情報開示決定通知書

様式第4号(その1)

(表)

保有個人情報開示決定通知書(全部開示)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所(窓口)における開示を実施することができる日時及び場所

期間:

時間:

場所:

(3) 写しの作成に要する費用 円

(4) 写しの送付に要する費用 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

(裏)

4 主務課

電話番号

内線

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

様式第4号(その2)

(表)

保有個人情報開示決定通知書(部分開示)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

--

2 開示をしないこととした部分及びその理由

--

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

(裏)

4 開示の実施の方法等

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 開示の実施の方法 | |
| (2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所 | |
| 期間： | |
| 時間： | |
| 場所： | |
| (3) 写しの作成に要する費用 | 円 |
| (4) 写しの送付に要する費用 | 円 |
| (5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 | 日 |

5 主務課

電話番号	内線
------	----

注意

- 1 開示を受ける当日、事務所（窓口）に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の全部若しくは一部を開示できなくなる場合又は開示の日時を変更する場合があります。

様式第5号(第2条関係) 保有個人情報不開示決定通知書

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示をしないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしないこととした理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第2条関係) 保有個人情報開示決定等期限延長通知書

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号）第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第7号(第2条関係) 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第5条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第8号(第2条関係) 保有個人情報開示請求事案移送通知書

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送年月日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 主務課： 所在地： 電話番号：
備考	

注 複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等について記入すること。

様式第9号（第2条関係） 個人情報の保護に関する法律第86条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

個人情報の保護に関する法律第86条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項各号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注1 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

2 のある欄は、該当するの中にレ印を付けること。

様式第10号（第2条、様式第9号、様式第11号、様式第27号関係） 保有個人情報の開示に係る意見書

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

愛媛県知事 様

ふりがな
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関しての意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>1 支障（不利益）がある部分</p> <p>2 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

記入上の注意

のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。

様式第11号（第2条関係） 保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



から 年 月 日付けで保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）の提出があった保有個人情報について、次のとおり開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第2条関係） 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛媛県知事 様

ふりがな
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号

日付： 年 月 日

文書番号：

2 開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の内容	実施の方法	
(1) 閲覧	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ② 一部（求める部分 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部（求める部分	
(3) 視聴	① 全部 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ② 一部（求める部分 (これに引き続く写し交付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 午後

4 開示を希望する事務所（窓口）（ ）

5 写しの送付の希望の有無 有 無

記入上の注意

- 1 「2 開示の実施方法」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第13号（第2条関係） 保有個人情報訂正請求書

（表）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

ふりがな
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正を請求する保有個人情報の内容等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 訂正請求者等

(1) 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。）

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者
(ふりがな)

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

エ 本人の電話番号 _____

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 運転免許証
 健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）
 個人番号カード
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
 その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 登記事項証明書（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状（様式第25号）（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
 その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「2 訂正請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第14号（第2条関係） 保有個人情報訂正決定通知書

様式第14号（その1）

保有個人情報訂正決定通知書（全部訂正）

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
主務課	電話番号 内線

様式第14号(その2)

保有個人情報訂正決定通知書(部分訂正)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することに決定したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正する内容及び理由	(訂正する内容) (訂正する理由)
訂正をしない内容及び理由	(訂正をしない内容) (訂正をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第2条関係） 保有個人情報不訂正決定通知書

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
訂正をしないことと した理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号（第2条関係） 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号）第7条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第17号（第2条関係） 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。）第8条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第8条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第18号（第2条関係） 保有個人情報訂正請求事案移送通知書

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次とおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送年月日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 主務課： 所在地： 電話番号：
備考	

注 複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等について記入すること。

様式第19号（第2条関係） 保有個人情報利用停止請求書

（表）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

ふりがな
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報の内容等	開示決定通知書の日付及び文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容：
利用停止請求の趣旨 及び理由	（趣旨） □法第98条第1項第1号該当 → □利用の停止 □消去 □法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由）

2 利用停止請求者等

(1) 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記入してください。）	
ア 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな)
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所又は居所	_____
エ 本人の電話番号	_____

(裏)

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求者本人確認書類 運転免許証
 健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）
 個人番号カード
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書と
みなされる外国人登録証明書
 その他（ ）

(2) 法定代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 登記事項証明書（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）
 その他（ ）

(3) 任意代理人が請求する場合、(1)に掲げる書類のほか、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 委任状（様式第26号）（利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）
 その他（ ）

4 受付年月日

年 月 日

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 2 「1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等」の欄及び「2 利用停止請求者等」の欄の□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 「3 本人確認等」の欄及び「4 受付年月日」の欄は、記入しないでください。

様式第20号（第2条関係） 保有個人情報利用停止決定通知書

様式第20号（その1）

保有個人情報利用停止決定通知書（全部利用停止）

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
主務課	電話番号 内線

様式第20号(その2)

保有個人情報利用停止決定通知書(部分利用停止)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することに決定したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	
利用停止する内容及び理由	(利用停止する内容) (利用停止する理由)
利用停止をしない内容及び理由	(利用停止をしない内容) (利用停止をしない理由)
主務課	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者になります。)提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号（第2条関係） 保有個人情報利用不停止決定通知書

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしないこととした理由	
主務課	電話番号 内線

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第2条関係） 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号）第9条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主務課	電話番号 内線

様式第23号（第2条関係） 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。）第10条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第10条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
主務課	電話番号 内線

様式第24号（第2条、様式第3号関係） 保有個人情報開示請求に係る委任状

様式第24号（その1）

保有個人情報開示請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

（代理人）住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第24号(その2)

保有個人情報開示請求に係る委任状(特定個人情報)

(代理人) 住所又は居所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑩

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 開示請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書(委任者の実印を押印する場合に限る。)
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第25号（第2条、様式第13号関係） 保有個人情報訂正請求に係る委任状

様式第25号（その1）

保有個人情報訂正請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

(代理人) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑩

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第25号(その2)

保有個人情報訂正請求に係る委任状(特定個人情報)

(代理人) 住所又は居所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑩

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 訂正請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書(委任者の実印を押印する場合に限る。)
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第26号（第2条、様式第19号関係） 保有個人情報利用停止請求に係る委任状

様式第26号（その1）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状（特定個人情報以外の保有個人情報）

(代理人) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

印

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第26号（その2）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状（特定個人情報）

(代理人) 住所又は居所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所又は居所

氏名

⑩

電話番号

注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 利用停止請求の日前30日以内に交付された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限る。）
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

様式第27号（第3条関係） 個人情報の保護に関する法律第86条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

個人情報の保護に関する法律第86条第1項の規定に基づく通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により次のとおり照会します。

当該保有個人情報を開示することについて意見があるときは、同封した保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているに 関する情報の内容	
意見書の提出先	主務課： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

注 保有個人情報の開示に係る意見書を添付すること。

様式第28号（第3条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



年 月 日付けの次の審査請求については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の内容	
審査請求の対象とな った決定等	
審査請求	1 審査請求年月日 2 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日
主務課	電話番号 内線

○愛媛県規則第6号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前												
<p>第6条 省略</p> <p>（費用の額）</p> <p>第7条 条例第17条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付</td> <td>交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合には、片面を1枚とする。以下同じ。）につき10円</td> </tr> <tr> <td>イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付</td> <td>交付する用紙1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td>ウ 公文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td>エ 公文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</td> <td>光ディスク1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付</td> <td>当該写しの作成に要する費用に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 送付に要する費用 当該写しの送付に要する費用に相当する額</p>		区分	額	ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付	交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合には、片面を1枚とする。以下同じ。）につき10円	イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	交付する用紙1枚につき20円	ウ 公文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき40円	エ 公文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円	オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額	<p>第6条 省略</p>
区分	額													
ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付	交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合には、片面を1枚とする。以下同じ。）につき10円													
イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	交付する用紙1枚につき20円													
ウ 公文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき40円													
エ 公文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円													
オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額													
<p>第8条 省略</p>		<p>第7条 省略</p>												

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第7号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

2 省略

3 省略

3 省略

4 省略

4 省略

5 省略

5 省略

6 省略

6 省略

7 省略

7 省略

8 省略

8 省略

9 省略

9 省略

10 省略

10 省略

11 省略

11 省略

12 省略

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所 (電話番号)	^{ふり} 氏 ^{がな} 名	省略

住 所 (電話番号)	^{ふり} 氏 ^{がな} 名	印	省略

注1~3 省略

注1~3 省略

4 記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

5 省略

6 省略

様式第2号(第2条関係) 従事者証交付申請書

様式第2号(第2条関係) 従事者証交付申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		
従事者の氏名	省略	—
省略		

省略	代表者の氏名	㊟
省略		
省略		
従事者の氏名	省略	㊟
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住所 (電話番号)	氏名 氏 名	省略

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第3号(第2条関係) 対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書

省略	申請者 氏 名	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第4号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略	申請者 氏 名	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

別紙 指定猟法許可申請者名簿

注1 省略

2 「従事者の氏名」欄は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住所 (電話番号)	氏名 氏 名	印	省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第3号(第2条関係) 対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書

省略	申請者 氏 名	印
省略		
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第4号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略	申請者 氏 名	印
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

別紙 指定猟法許可申請者名簿

住所 (電話番号)	氏名	省略

注 省略

様式第4号の2(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業認定(有効期間更新)申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		

注 省略

別紙 省略

様式第4号の3(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第5号(第2条、第3条関係) 鳥獣飼養登録(更新)申請書

省略	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		
(愛媛県収入証紙貼付欄)		

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第6号(第2条関係) 登録鳥獣譲受け等届出書

省略	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

住所 (電話番号)	氏名	印	省略

注 省略

様式第4号の2(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業認定(有効期間更新)申請書

省略	代表者の氏名	—	印
省略			
省略			

注 省略

別紙 省略

様式第4号の3(第2条関係) 鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

省略	代表者の氏名	—	印
省略			
省略			

注 省略

様式第5号(第2条、第3条関係) 鳥獣飼養登録(更新)申請書

省略	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	—	印
省略			
省略			
(愛媛県収入証紙ちょう付欄)			

注1・2 省略

3 鳥獣飼養登録申請書の申請者が個人の場合にあっては、
記名押印に代えて署名することができる。

4 鳥獣飼養登録更新申請書にあっては、押印を要しない。

5 省略

6 省略

様式第6号(第2条関係) 登録鳥獣譲受け等届出書

省略	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	—	印
省略			
省略			

注1 省略

2 省略

様式第7号(第2条関係) 販売禁止鳥獣等販売許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

様式第8号(第2条関係) 鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第9号(第2条関係) 特定猟具使用承認申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名	—
省略		
省略		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 印欄には、記載しないこと。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 狩猟者登録証の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

様式第9号の2(第2条関係) 麻醉銃猟許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第7号(第2条関係) 販売禁止鳥獣等販売許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第8号(第2条関係) 鳥獣保護区特別保護地区内行為許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第9号(第2条関係) 特定猟具使用承認申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名	㊟
省略		
省略		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 印欄には、記載しないこと。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 狩猟者登録証の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

様式第9号の2(第2条関係) 麻醉銃猟許可申請書

省略	申請者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊟
省略		
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

(表)

省略	
省略	省略
省略	(愛媛県収入証紙貼付欄)
氏名	—
省略	
省略	

(裏) 省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

6 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄に貼付すること。)を添付すること。

様式第15号(第2条、第3条関係) 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略
申請(届出)者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略
省略

注1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

(表)

省略	
省略	省略
省略	(愛媛県収入証紙ちよう付欄)
氏名	㊟
省略	
省略	

(裏) 省略

注1・2 省略

- 3 記名押印に代えて署名することができる。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

7 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちよう付すること。)を添付すること。

様式第15号(第2条、第3条関係) 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略
申請(届出)者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略
省略

注1・2 省略

- 3 鳥獣捕獲等許可証等亡失等届出書の届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請書にあっては、押印を要しない。
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第8号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(身分証明書)</p> <p>第4条 条例第14条第3項(条例第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、<u>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</u>(様式第2号)とする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第4条 条例第14条第3項(条例第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、<u>身分証明書</u> _____ (様式第2号)とする。</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係) 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 20px;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p>	
<p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="margin-top: 20px;">愛媛県知事 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; padding: 10px;">写 真</p> </div>

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考1 この証明書は、用紙1枚で作成すること。
- 2 「法令の条項」の欄には、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 「該当の有無」の欄には、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、これを有しない場合は「—」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																				
<p>（手続の方法）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項	左 欄	右 欄	1～6 省略			<p>（手続の方法）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><u>法第115条の32第2項及び第4項並びに旧法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出</u></td> <td><u>業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第12号）</u></td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td><u>法第115条の32第3項及び旧法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出</u></td> <td><u>業務管理体制変更届出書（様式第13号）</u></td> </tr> </tbody> </table>			項	左 欄	右 欄	1～6 省略			<u>7</u>	<u>法第115条の32第2項及び第4項並びに旧法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出</u>	<u>業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第12号）</u>	<u>8</u>	<u>法第115条の32第3項及び旧法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出</u>	<u>業務管理体制変更届出書（様式第13号）</u>
項	左 欄	右 欄																					
1～6 省略																							
項	左 欄	右 欄																					
1～6 省略																							
<u>7</u>	<u>法第115条の32第2項及び第4項並びに旧法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出</u>	<u>業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第12号）</u>																					
<u>8</u>	<u>法第115条の32第3項及び旧法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出</u>	<u>業務管理体制変更届出書（様式第13号）</u>																					
<p>様式第1号（第2条、様式第2号、様式第6号関係） 指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>			省略	—	省略	省略	省略		<p>様式第1号（第2条、様式第2号、様式第6号関係） 指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>			省略	④	省略	省略	省略							
省略	—																						
省略	省略																						
省略																							
省略	④																						
省略	省略																						
省略																							
<p>注1・2 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p>別紙1～別紙15 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>—</td> </tr> </table>			省略	—	<p>注1・2 省略</p> <p><u>3</u> <u>申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p>別紙1～別紙15 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（介護保険施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>④</td> </tr> </table>			省略	④														
省略	—																						
省略	④																						

	省略
省略	

注 1・2 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

別紙 省略
付表 省略

様式第3号（第2条関係） 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

	省略
省略	
	省略
省略	

注 省略

様式第4号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）の特例による指定を不要とする旨の申出書

	省略
省略	
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略

様式第4号の2（第2条関係） 共生型居宅サービス事業者（共生型介護予防サービス事業者）の特例による指定を不要とする旨の申出書

	省略
省略	
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略

様式第5号（第2条関係） 指定介護療養型医療施設指定変更申請書

	省略
省略	
	省略
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略

様式第6号（第3条関係） 指定事項等変更届出書

	省略
省略	

注 1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

別紙 省略
付表 省略

様式第3号（第2条関係） 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書

	省略
省略	
	省略
省略	

注 省略

様式第4号（第2条関係） 指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）の特例による指定を不要とする旨の申出書

	省略
省略	
省略	

注 1 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

- 2 省略
- 3 省略

様式第4号の2（第2条関係） 共生型居宅サービス事業者（共生型介護予防サービス事業者）の特例による指定を不要とする旨の申出書

	省略
省略	
省略	

注 1 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

- 2 省略
- 3 省略

様式第5号（第2条関係） 指定介護療養型医療施設指定変更申請書

	省略
省略	
	省略
省略	

注 1 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第6号（第3条関係） 指定事項等変更届出書

省略	—
省略	省略
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第7号(第3条関係) 廃止(休止・再開)届出書

省略	—
省略	省略
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略

様式第8号(第3条関係) 指定辞退届出書

省略	—
省略	省略
省略	

注 1 省略

- 2 省略

様式第9号(第3条関係) 開設許可事項変更許可申請書

省略	名称及び 代表者氏名	—
省略	省略	省略
省略		

注 省略

様式第10号(第3条関係) 管理者承認申請書

省略	名称及び 代表者の氏名	—
省略	省略	省略
省略		

注 省略

様式第11号(第3条関係) 広告事項許可申請書

省略	名称及び 代表者の氏名	—
省略	省略	省略
省略		

注 省略

省略	—	印
省略	省略	省略
省略		

注 1 開設(事業)者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第7号(第3条関係) 廃止(休止・再開)届出書

省略	—	印
省略	省略	省略
省略		

注 1 開設(事業)者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第8号(第3条関係) 指定辞退届出書

省略	—	印
省略	省略	省略
省略		

注 1 省略

- 2 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 省略

様式第9号(第3条関係) 開設許可事項変更許可申請書

省略	名称及び 代表者氏名	—	印
省略	省略	省略	省略
省略			

注 省略

様式第10号(第3条関係) 管理者承認申請書

省略	名称及び 代表者の氏名	—	印
省略	省略	省略	省略
省略			

注 省略

様式第11号(第3条関係) 広告事項許可申請書

省略	名称及び 代表者の氏名	—	印
省略	省略	省略	省略
省略			

注 省略

様式第12号及び様式第13号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 省略</p> <p>(64) 省略</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p> <p>(71) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p><u>(60) 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）様式第1号から様式第13号まで</u></p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 省略</p> <p>(64) 省略</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p> <p>(71) 省略</p> <p>(72) 省略</p>

○愛媛県規則第10号

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）</p> <p>省略</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u> _____に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県の機関、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）</p> <p>省略</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県の機関、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>注 省略</p>

様式第2号(第2条関係) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項 _____に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

様式第3号(第2条関係) 漁獲努力量等報告書

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項 _____に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

様式第4号(第3条関係) 委任状

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項 _____に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

様式第2号(第2条関係) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

様式第3号(第2条関係) 漁獲努力量等報告書

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

様式第4号(第3条関係) 委任状

省略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第312号

愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県犯罪被害者等支援条例(令和5年愛媛県条例第7号)第12条第6項の規定に基づき、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、再任されることができる。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
直野佳美歯科診療所	新居浜市東田二丁目1606-1	令和5年1月31日

○愛媛県告示第314号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社洸	西条市大町1695-4 Fビルテナント202号	訪問看護ステーション 仁〜じん〜	西条市大町1695-4 Fビルテナント202号	令和5年2月1日

○愛媛県告示第315号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	アーチ薬局	宇和島市吉田町北小路甲201-2	令和5年2月14日

有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	あいなん薬局	南宇和郡愛南町一本松3382-4	令和5年2月14日
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	明倫薬局	宇和島市広小路2-40	令和5年2月14日

○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	アーチ薬局	宇和島市吉田町北小路甲201-2	令和5年2月14日
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	あいなん薬局	南宇和郡愛南町一本松3382-4	令和5年2月14日
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	明倫薬局	宇和島市広小路2-40	令和5年2月14日

○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ソラモア	新居浜市中萩町11番11-123号	訪問看護ステーショントラス	（変更後） 新居浜市西の土居町二丁目13-43 新築ビル2階 （変更前） 新居浜市坂井町二丁目5-26 ステーションヒルズ102号	令和4年3月1日

○愛媛県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ソラモア	新居浜市中萩町11番11-123号	訪問看護ステーショントラス	（変更後） 新居浜市西の土居町二丁目13-43 新築ビル2階 （変更前） 新居浜市坂井町二丁目5-26 ステーションヒルズ102号	令和4年3月1日

○愛媛県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ソラモア	新居浜市中萩町11番11 - 123号	訪問看護ステーショントラス	(変更後) 新居浜市西の土居町二丁目13 - 43 新築ビル2階	令和4年3月1日
			(変更前) 新居浜市坂井町二丁目5 - 26 ステーションヒルズ102号	

○愛媛県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ソラモア	新居浜市中萩町11番11 - 123号	訪問看護ステーショントラス	(変更後) 新居浜市西の土居町二丁目13 - 43 新築ビル2階	令和4年3月1日
			(変更前) 新居浜市坂井町二丁目5 - 26 ステーションヒルズ102号	

○愛媛県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社洸	新居浜市本郷1 - 11 - 23	訪問看護ステーション仁〜じん〜	西条市周布212 - 7 2階	令和5年1月31日

○愛媛県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市氷見、小松町新屋敷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・一本松・新屋敷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年3月27日から4月21日まで

3 縦覧場所

西条市役所西部支所

○愛媛県告示第323号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和11年4月19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分50.0 く溶性苦土9.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
令和11年4月19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第324号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
愛媛県くろまぐる(小型魚)漁業	4月から6月まで	5.0トン
	7月から9月まで	1.0トン
	10月から12月まで	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン
	総計	10.0トン

○愛媛県告示第325号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、くろまぐる(大型魚)に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県くろまぐる(大型魚)漁業	5.0トン

○愛媛県告示第326号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、

○愛媛県告示第328号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。その関係図面は、南予地方局建設部八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	指定する道路の区域	指定期日
一般国道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市向灘153番1まで	令和5年3月25日

○愛媛県告示第329号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市大平1番耕地374番1地先まで	令和5年3月25日

するめいかに関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県するめいか漁業	現行水準

○愛媛県告示第327号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、長浜港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
防 波 堤	大洲市長浜甲1015番4の 地先公有水面	延長 105.0メートル
防 波 堤	同 上	延長 250.0メートル
波 除 堤	同 上	延長 40.0メートル
浮 棧 橋	同 上	延長 4.5メートル

○愛媛県告示第330号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市大平1番耕地374番1地先まで	令和5年3月25日

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第331号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 令和4年8月1日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市、西条市

○愛媛県告示第332号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和4年8月1日から
令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年7月8日から
令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 今治市全域

○愛媛県告示第333号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、

○愛媛県告示第335号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 省略</p> <p>2 手数料（第16号及び第17号にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。）</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 行政機関等匿名加工情報利用手数料</p> <p>(19) 省略</p>	<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 省略</p> <p>2 手数料（第17号及び第18号にあつては、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により納付するものに限る。）</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>パーキング・チケット発給手数料</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p>

○愛媛県告示第336号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-3)第17796号	令和3年9月23日	田窪工機	田窪 芳久	新居浜市多喜浜2-3-24	令和5年2月7日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-30)第13978号	平成30年4月6日	(株)協和	坂元 浩	今治市東門町1-1-1	令和5年2月13日	大工事業、屋根工事業 板金工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市太山寺土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持

管理）の計画の変更を令和5年3月16日認可した。

令和5年3月24日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市郷1番耕地928番2から 同市郷2番耕地38番2まで	旧	メートル 12.8～170.1	キロメートル 0.760	
			新	12.8～170.1	0.760	

○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番2から 同市大平1番耕地374番1地先まで	令和5年3月25日 16:00

○愛媛県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2671番3から 同町大瀬中央2659番まで	旧	メートル 4.8~23.4	キロメートル 0.158	
			新	11.7~37.0	0.158	

○愛媛県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2671番3から 同町大瀬中央2659番まで	令和5年3月24日

○愛媛県告示第342号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	西予市野村町野村17号7番1	旧	メートル 37.5~50.0	キロメートル 0.085	
		西予市野村町野村17号7番1地先	新	6.5~8.0	0.085	

○愛媛県告示第343号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、四国中央市、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、令和5年4月1日から12月28日までの間において実施する。

令和5年3月24日

愛媛県知事 中村時広

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
令和5年10:30から 5月11日12:00まで	新宮公民館	四国中央市	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 11日13:30から 15:00まで	金田公民館		
" 12日10:30から 15:00まで	金生公民館		
" 15日10:30から 15:00まで	川之江体育館		

" 16日	10:30 15:00	から まで	四国中央市 保健センター	砥部町	備考 計量器 特定検査 規則第39 条第1項 第5号の 規定に よる、 その所 在の場 所で実 施する ことと した定 期検査 に係る 特定計 量器は、 ひよ う量が 500キ ログラ ムを超 える非 自動は かりと する。	
" 17日	10:30 15:00	から まで	土居文化会館			
" 18日	10:30 12:00	から まで	中之庄公民館			
" 18日	13:30 15:00	から まで	寒川公民館			
" 19日	10:00 11:30	から まで	砥部町役場 広田支所			
" 19日	13:30 15:00	から まで	砥部町商工会館			
" 22日	10:00 14:00	から まで	砥部町中央公民館			
6月1日	10:30 11:30	から まで	露峰分館			久万高原町
" 1日	13:00 14:30	から まで	下畑野川分館			
" 2日	10:30 11:30	から まで	久万高原町役場 柳谷支所			
" 2日	13:30 14:30	から まで	久万高原町役場 面河支所			
" 5日	10:30 11:30	から まで	美川農村環境改善 センター			
" 5日	13:00 15:00	から まで	久万高原町役場 (本庁)			
" 6日	10:00 14:00	から まで	東公民館	松前町		
" 7日	10:00 15:00	から まで	松前町役場 (本庁)			
" 8日	10:00 14:00	から まで	えひめ中央農協 中山集荷場	伊予市		
" 9日	10:00 12:00	から まで	伊予市 双海地域事務所			
" 9日	13:30 15:00	から まで	下灘コミュニテ ィセンター			
" 12日	10:00 15:00	から まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館			
" 13日	10:00 14:00	から まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館			
" 14日	10:00 15:00	から まで	東温市役所 (本庁)	東温市		
" 15日	10:00 14:00	から まで	川内公民館			
9月4日	10:30 15:00	から まで	丹原サービ スセンター	西条市		
" 5日	10:30 14:00	から まで	三芳公民館			
" 6日	10:30 15:00	から まで	西部支所			
" 7日	10:30 14:00	から まで	橋公民館			
" 8日	10:30 12:00	から まで	J A周桑 石根支所			
" 8日	13:30 15:00	から まで	J Aえひめ未 来飯岡支所			
" 11日	10:30 15:00	から まで	小松サービ スセンター			
" 12日	10:30 15:00	から まで	J Aえひめ未 来中央支所			
" 13日	10:30 15:00	から まで	J Aえひめ未 来大町支所			
10月2日	12:20 12:50	から まで	魚島総合支所	上島町		
" 2日	14:30 16:00	から まで	弓削総合支所 (町民プラザ)			
" 3日	10:00 11:30	から まで	生名総合支所			
" 3日	13:00 14:30	から まで	岩城総合支所			

監査公表

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 兵頭竜
同 高田健司

監査対象機関	監査年月日
東予地方局健康福祉環境部	令和4年7月4日 令和4年7月14日

（監査の結果）

- 1 職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。
(西条保健所)
- 2 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両に毀損があった。
(今治保健所)

（措置の内容）

- 1 交通安全に関する研修の実施。管理職が出発前の酒気帯び等確認時に、職員に対し交通事故防止の注意喚起を実施。
- 2 事故後は、朝礼での出張予定報告や、管理職による出張時の交通安全標語カードの交付など、今治保健所独自の交通事故防止対策により一層取り組むことにより、職員全員で安全運転の意識を高め、再発防止の徹底を図っている。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局地域産業振興部	令和4年7月7日

（監査の結果）

過去（令和2年度財務）にも指導したところであるが、公用車の毀損があったにもかかわらず、発生日時及び場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

（措置の内容）

次のとおり、公用車の適正管理を徹底した。
税務管理課及び課税課の全職員に対し、公用車の安全運転や適正使用について周知を行い、事故発生や異常発見時には速やかに報告するよう要請した。
特に、使用前使用後の車体等の異常について、確実に点検するよう徹底を図るとともに、運転日誌に点検時刻を記載するよう様式に項目を追加した。
また、定期的（又は、機会あるごと）に物品取扱員が車体に異常がないか点検を行い、運転日誌に点検結果を損傷箇所図（軽微な塗装の剥がれ等を含む）として添付した。当該書面を基に使用前後の点検をすることで、新たな損傷の速やかな発見・報告を図るとともに、使用者が公用車を適正に扱うよう意識づけを行った。
なお、今後とも機会あるごとに公用車の安全運転と適正管理の周知徹底を図っていく。

監査対象機関	監査年月日																
中予地方局久万高原土木事務所	令和4年7月7日																
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。</p> <p>(違約金)</p> <table border="1"> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額(円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1者</td> <td>270,100</td> <td>令和3年度決算による</td> </tr> </table> <p>(利息)</p> <table border="1"> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額(円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>1者</td> <td>247,885</td> <td>令和3年度決算による</td> </tr> </table>		調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考	26年度	1者	270,100	令和3年度決算による	調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考	26年度	1者	247,885	令和3年度決算による
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考														
26年度	1者	270,100	令和3年度決算による														
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考														
26年度	1者	247,885	令和3年度決算による														
<p>(措置の内容)</p> <p>平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者から、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。</p> <p>その後、平成26年9月11日 管轄の裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止の決定が確定した。</p> <p>今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行いたい。</p>																	

監査対象機関	監査年月日
美術館	令和4年5月10日
<p>(監査の結果)</p> <p>愛媛県美術館南館屋上防水修繕に係る一般競争入札において、入札者の納付した入札保証金が所定の額に達していないため、県会計規則第139条第6号に基づき、その者がした入札を無効とするべきところ、当該入札者を落札者として決定し、契約を締結していた。</p> <p>(措置の内容)</p> <p>入札の手順書や入札参加者に配布する記入例に入札保証金の計算方法等を記載し、参加者等が計算方法等を容易に理解出来るように見直しを行った。また、チェックリストを作成し、入札執行者及び担当者間で注意事項を共有し、複数の目で確認出来る体制を整えるなど入札方法の改善を図った。</p>	

監査対象機関	監査年月日																					
子ども療育センター	令和4年4月22日																					
<p>(監査の結果)</p> <p>子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">収入未済額(円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>現年度分</th> <th>滞納繰越分</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>586,053</td> <td>1,877,646</td> <td>2,463,699</td> <td rowspan="4">金額は各年度の決算による</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>556,298</td> <td>2,025,166</td> <td>2,581,464</td> </tr> <tr> <td>差引増減</td> <td>29,755</td> <td>147,520</td> <td>117,765</td> </tr> </table>		区分	収入未済額(円)			備考	現年度分	滞納繰越分	計	3年度	586,053	1,877,646	2,463,699	金額は各年度の決算による	2年度	556,298	2,025,166	2,581,464	差引増減	29,755	147,520	117,765
区分	収入未済額(円)			備考																		
	現年度分	滞納繰越分	計																			
3年度	586,053	1,877,646	2,463,699	金額は各年度の決算による																		
2年度	556,298	2,025,166	2,581,464																			
差引増減	29,755	147,520	117,765																			

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	令和4年度への繰越額(令和3年度末現在)	令和4年9月30日現在	差引増減	
滞納繰越分	~令和2年度分	1,877,646	1,543,686	333,960
	令和3年度分	586,053	547,453	38,600
	計	2,463,699	2,091,139	372,560

監査対象機関	監査年月日
警察本部	令和4年8月22日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	831,000	584,000	1,415,000	金額は各年度の決算による
2年度	597,000	1,152,000	1,749,000	
差引増減	234,000	568,000	334,000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	81,349	109,026	190,375	金額は各年度の決算による
2年度	125,700	175,426	301,126	
差引増減	44,351	66,400	110,751	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
平成17年度、平成19年度及び令和元年度	3者	1,496,754	令和3年度決算による

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(11件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、封筒の色を変えた督促状や催告書の送付のほか、電話による催告、滞納者の居住地や勤務地へ直接赴いての面談・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え、保険契約照会に基づく生命保険の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え催告等により、積極的な回

収を実施した結果、令和3年度未収金1,415,000円のうち、令和4年10月末までに588,000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

- 2 延滞金（放置違反金に伴うもの）について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、封筒の色を変えた督促状や催告書の送付のほか、電話による催告、滞納者の居住地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え、保険契約照会に基づく生命保険の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え催告等により、積極的な回収を実施した結果、令和3年度未収金190,375円のうち、令和4年10月末までに35,726円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

- 3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分については、平成17年10月発生の拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であり、令和3年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円を収納し、収入未済額は424,000円となっているが、所在調査の結果、債務者が令和2年3月に収監先の刑務所において死亡していることが判明した。

現在は法定相続人の調査を実施しているが、調査の結果次第では、債権放棄も視野に検討を行う予定である。

平成19年度調定分については、平成19年6月発生の本部庁舎損壊に係る損害弁償金であるが、令和3年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円を収納し、収入未済額は385,000円となっている。

令和4年10月に実施した債務者との面接においては、再就職したため損害弁償金の返済意思がある旨述べているものの、他の債務の返済もあり、直ちに納付することが困難な状況であることが確認されたため、再度誓約書と念書を徴収した。今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

令和元年度調定分については、平成30年6月発生の公用車両損壊に係る損害弁償金であり、収入未済額は687,754円となっている。

債務者は、事件発生後に現場から逃走していたが、愛知県警察において逮捕され、刑務所へ収監されたことから、面接して返済を求めたものの、損害賠償金の請求に応じない状況であったが、令和4年5月に支払催告を刑務所宛に送付し、全額支払う旨を記載した支払誓約書を徴したことから、早期の収納に努めたい。

- 4 職員の交通事故防止対策は、警務部教養課教養・運転指導係により、専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施
初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施
警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施
交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施
職員の交通事故防止意識の高揚を図るため、交通事故発生状況と特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出などの諸対策を推進している。

特に、不注意による事故が多発していることから、職員一人一人に交通事故防止への意識及び運転時の緊張感を持たせるため、各所属に安全運転指導者を指名し、教養課教養・運転指導係と連携を取りながら、本部主導の事故防止対策だけでなく、各所属においても安全運転指導者が中心となって

KYT（危険予測トレーニング）動画を使用した教養

若手職員に対する運転訓練

事故惹起者に対する面接教養・運転訓練・同乗指導等の早期実施など、交通事故防止意識の醸成と技術指導を目的とした、事故防止対策を実施している。

さらに、職員事故の傾向や所属の運転講習実施状況などを基に、特に注意して指導するテーマを設けて対象者を選定のうえ、免許センターの試験コースを使用し、教養内容を変更しながら、交通事故防止研修会としての的絞った運転講習を年間通じて実施している。

監査対象機関	監査年月日
四 国 中 央 警 察 署	令和4年3月17日
（監査の結果） 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。	
（措置の内容） 職員の交通事故防止対策は、警察本部により実施されているものも含め、事故発生時には、当事者に対し個別指導を行うとともに、日頃から朝礼等で署幹部が交通事故防止について指導し、全職員の交通事故防止の意識向上を図っている。	

監査対象機関	監査年月日
新 居 浜 警 察 署	令和4年2月15日
（監査の結果） 職員の不注意により警察車両による事故が発生（4件）し、相手方車両及び当該車両等の毀損があり、県に多額の損害（1,646,414円）を与えた。	
（措置の内容） 職員の交通事故防止対策は、警察本部により実施されているものも含め、次の施策を実施している。	
(1) 事故防止教養の徹底 朝礼、幹部会議等において、天候・季節に応じた交通事故防止、事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の励行、後退時の後方確認の徹底、緊張感を持った運転等、具体的に継続教養している。	
(2) 実践的な事故防止訓練等の実施 若手警官（事故当事者を含む）を対象として、二輪車及び四輪車の安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施している。	
(3) 事故防止意識の高揚 公用車に事故防止注意喚起シールを貼付し、同乗者による運転者への注意喚起の促進、交通事故防止ポイント等を掲載した教養資料を適宜作成し、全署員に回覧するなどし、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。	
(4) 車両点検の徹底 日常点検の重要性を認識させ、車両運行前に点検を実施し、正常な状態で安全に運転ができるよう車両の適正管理に努めている。	

監査対象機関	監査年月日								
今 治 警 察 署	令和4年3月17日								
（監査の結果） 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>債務者数</th> <th>収入未済額（円）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>1者</td> <td>789,931</td> <td>令和3年度決算による</td> </tr> </tbody> </table>		調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考	18年度	1者	789,931	令和3年度決算による
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考						
18年度	1者	789,931	令和3年度決算による						
（措置の内容） 損害弁償金の収入未済額については、平成18年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和3年度までに損害弁償金799,931円のうち10,000円を収納している。									

債務者は一時所在不明となったが、所在確認を続けた結果、平成29年7月から刑務所に収監されていることが判明し、以降は収監先である刑務所へ繰り返し支払催促通知を郵送しているが、債務者は納付の意思はあるものの収監中の納付は困難であるとのことから、出所後における債権の収納を見据えて支払誓約書を定期的に徴取し、債権の承認による消滅時効の中断措置を実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	令和4年3月17日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
29年度	2者	82,422	令和3年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両等の毀損があった。

(措置の内容)

1 収入未済の損害賠償金について

- (1) 平成29年5月に発生した被留置者による建造物損壊事案に係る損害賠償金28,080円について、債務者と面接し、口頭では返済の意思を示すものの、支払いには至っていない。また、債務者は入院するなどしているが、今後も早期の返済を促すこととする。
- (2) 平成28年11月に発生した未成年者によるパトカー損傷事案に係る3債務者を有する損害賠償金521,704円については、平成30年3月に法定代理人親権者を含めた債務弁済契約書を締結し、債権の管理をしており、令和4年11月末時点での状況は次のとおりである。
債務者甲にあっては、賠償額208,681円のうち208,681円を弁済し残額0円
債務者乙にあっては、賠償額208,681円のうち208,681円を弁済し残額0円
債務者丙にあっては、賠償額104,342円のうち50,000円を弁済し残額54,342円
今後も引き続き債務者と連絡を取り、可能な限り早期の収納に努めることとする。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、警察本部により実施されているものも含め、次の施策を実施している。

- (1) 指導教養の徹底
朝礼、幹部会議等において、天候・季節に応じた交通事故防止、職員の交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の励行を継続教養している。
- (2) 実践的な事故防止訓練等の実施
若手警察官を対象として安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施している。
- (3) 交通事故再発防止対策の実施
交通事故を惹起した職員に対して再発防止対策として実技訓練の実施、再発防止に向けた自己方策の作成等を実施し、当事者自身に事故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、自ら考えさせている。
- (4) 車両点検の徹底
ドライブレコーダーを含めた日常点検整備の徹底を実施し、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	令和4年2月15日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両等の毀損があった。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、警察本部により実施されているものも含め、次の施策により事故防止を図っている。

- (1) 交通事故防止教養の徹底
朝礼、課長会議等を通じ、幹部職員が気候や天気、過去の交通事故原因など具体的な交通事故防止について指示している。
- (2) 事故を起こした職員に対する教養の実施
警察本部が運転免許センターで実施する、交通事故防止研修会に参加させ、車両運転の実技や映像視聴をすることにより再発防止を図る。
- (3) 若手職員を対象とした運転訓練等
採用5年未満の若手職員を対象に、車両整備の重要性の教養や二輪・四輪の走行訓練、後車誘導訓練を実施した。
- (4) 定例研修会における交通事故防止教養
職員の交通事故分析をはじめ、交通事故防止対策、車両の点検要領等の教養を実施した。
- (5) 車両点検の徹底
運転前に車両の日常点検を実施し、正常な状態で安全に運転が出来るようにしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	令和4年3月17日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
28年度	1者	710,822	令和3年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(3,133,629円)を与えた。

(措置の内容)

1 損害弁償金の収入未済額については、平成27年2月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は返済に応じないまま刑務所へ収監され、その後も別の刑務所への移監を繰り返していたが、令和元年10月に刑務所を出所していたため、所在確認を行ったところ、令和2年9月に再度刑務所に収監されていることが判明したことから、収監先である刑務所へ支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

その後、刑期満了により収監先を出所したものの、別事件により再度刑務所に収監されているため、損害弁償金を納付できる状況にないが、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止対策については、警察本部により実施されているものも含め、次の施策を実施している。

- (1) 事故防止教養の徹底
幹部会議において署長、副署長から各課長へ、各課長から課員へと悪天候時の運転や最近の交通事故発生状況、事故形態や原因等を踏まえ、防衛運転や交通事故の再発防止教養を継続して実施してい

る。また、交通事故防止ポイント等を掲載した教養資料を適宜作成し、電子回覧している。

(2) 事故防止意識の高揚

公用車に事故防止注意喚起シールを貼付するなどして浸透を図っている。また、交通事故防止に関するテーマでの小集団検討会を行うなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

(3) 事故防止訓練等の実施

署独自教養として、若手職員等を対象とした運転訓練（車両の死角や基本的な心構え、運転時に注意すべき点の教養）を行い、職員の運転技能の向上を図っている。

(4) 車両点検の実施

車両責任者等による公用車両の日常点検を実施し、実施簿へ記録するなど、車両の適正な管理を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	令和4年2月17日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	170,000	令和3年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 損害弁償金の未収入金については、平成23年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和3年度までに損害弁償金384,657円のうち214,657円を収納している。

債務者に対しては、書面や電話による支払催促を行っており、毎年、少額ではあるが損害弁償金を納めている。今後も継続的に債務者と連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員の交通事故防止対策は、警察本部により実施されているものも含め、次の施策により事故防止を図っている。

(1) 交通事故防止教養の徹底

朝礼等において、幹部職員から、薄暮期や雨天時など気候や天候にあわせた事故防止教養を行うとともに、必要に応じて教養資料を発出・電子回覧し、注意喚起している。

(2) 実践型交通事故防止訓練の実施

若手職員に対し、二輪車や四輪車の運転訓練を行い、運転技術の習得及び安全運行に対する意識の向上を図っている。

(3) 受傷事故防止教養の実施

地域警察官を対象に、装備資機材や視聴覚教材を活用した教養及び小集団検討会を開催するとともに、高速道路上での受傷事故防止教養を実施し、署員のスキルの向上を図っている。

(4) 公用車両日常点検整備の実施

車両点検の重要性を認識させるため、運行前に車両の日常点検を実施し、車両の適正管理に努めている。

(5) 交通事故再発防止対策の実施

交通事故を起こした職員に対し、幹部面接や安全運転指導者による実技訓練を行い、事故の再発防止を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局 総 務 課	令和4年6月6日

発 電 工 水 課	令和4年6月6日
県 立 病 院 課	令和4年6月6日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

松山・松前地区及び今治地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると193億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当年度の入院患者数は前年度と比較して減少したものの、外来患者数の微増及び診療単価の上昇等により、医業収益が増加したことに加え、感染症指定医療機関である中央病院、新居浜病院のほか今治病院、南宇和病院も新型コロナウイルス感染症に積極的に対応した結果、病床確保に対する国の財政支援等により総収益は増加した。その結果、純利益については、前年度を13億7,606万円で上回り、18億3,549万円と引き続き黒字となっている。

しかしながら、累積欠損金は185億円に上り、企業債322億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みたい。

(措置の内容)

1 工業用水道事業

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところであり、今後も事業が安定的に継続できるよう取り組んでまいりたい。

2 病院事業

公営企業管理局では令和3年3月に策定した第2次愛媛県立病院中期経営戦略(令和3年度～7年度)に基づき、健全経営の確保と病院ごとの役割・機能に応じた経営体質の強化を図っているところ。

今後とも、本県のコロナ対応では引き続き中心的な役割を担っていくとともに、医療提供体制の充実と経営の健全化の両立に努め、県民医療の最後の砦である県立病院としての使命を果たしてまいりたい。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企画調整官及び監察官 _____)</p> <p>第7条 警務部に、企画調整官及び監察官 _____ を置き、 _____ 警視の階級にある警察官を _____ もって充てる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(課長補佐等及び指導官 _____)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(警察学校)</p> <p>第57条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 警察学校に、必要に応じ指導官 _____ を置く。指導官については、第14条第2項の規定を _____ 準用する。</p> <p>7～12 省略</p> <p>(警察署)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>	<p>(企画調整官、監察官及び監査統括官)</p> <p>第7条 警務部に、企画調整官、監察官及び監査統括官を置き、企画調整官及び監察官は警視の階級にある警察官を、監査統括官は一般職員をもって充てる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 監査統括官は、上司の命を受け、会計業務の監査及び教養に関する事務並びに特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。</p> <p>(課長補佐等、指導官及び副参事)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課等に、必要に応じ副参事を置き、一般職員をもって充てる。副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p>(警察学校)</p> <p>第57条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 警察学校に、必要に応じ指導官及び副参事を置く。指導官については、第14条第2項の規定を、副参事については、同条第3項の規定を準用する。</p> <p>7～12 省略</p> <p>(警察署)</p> <p>第79条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 課に、必要に応じ副参事を置く。副参事については、第14条第3項の規定を準用する。</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第1（第1条関係）

交番、駐在所及び署所在地

- (1) 省略
- (2) 新居浜警察署

名称	位置	所管区
省略		
角野交番	省略	新居浜市のうち西喜光地町、松原町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町二丁目、喜光地町一・二丁目、西泉町、宮原町_____、北内町一～四丁目、吉岡町、土橋一・二丁目、横水町、本郷一～三丁目、中村一～四丁目、中萩町、上原一～四丁目、御蔵町、光明寺一・二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町
山根駐在所	省略	新居浜市のうち、西蓮寺町一・二丁目、中西町、 <u>中筋町一・二丁目</u> 、山根町、山田町、篠場町、種子川町、角野、種子川山、角野新田町一～三丁目_____、立川町、大永山（出口、小味地を除く。）
省略		

- (3)～(5) 省略

- (6) 伯方警察署

名称	位置	所管区
伯方警察署所在地	省略	今治市のうち伯方町有津、伯方町木浦（樋口・大屋・羽田・浜床・中道・新波止・皿脇・島神・中西・石川・浜側・殿ヶ市・打越・大深山・沢津・薬師・尾浦）
北浦駐在所	省略	今治市のうち伯方町伊方、伯方町叶浦、 <u>伯方町北浦</u> 、伯方町木浦（金崎・古江・手先・袈裟丸・折口）
省略		

- (7)～(12) 省略

- (13) 八幡浜警察署

名称	位置	所管区
みなと交番	省略	八幡浜市のうち江戸岡一・二丁目、広瀬一～四丁目、古町一・二丁目、産業通、国木、八代一丁目、元城団地、檀谷一～三丁目、駅前一・二丁目、神宮前、東矢野町、神宮通一・二丁目、松蔭町、花小路、愛宕、清水町、矢野町一～七丁目、東新川、大正町、 <u>浜田町一～三丁目</u> 、山越1・2、南柏1・2、松柏1～7、新和田町1～3、徳雲坊、清滝、清滝下、川筋下・中・上、鯨、千畳、元井、新道、上大峠、下大峠、湯島、牛名、川舞1～4、迫田、王子、人加志、野中_____、大谷口一・二

改 正 前

別表第1（第1条関係）

交番、駐在所及び署所在地

- (1) 省略
- (2) 新居浜警察署

名称	位置	所管区
省略		
角野交番	省略	新居浜市のうち西喜光地町、松原町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町二丁目、喜光地町一・二丁目、西泉町、宮原町、 <u>中筋町一丁目</u> 、北内町一～四丁目、吉岡町、土橋一・二丁目、横水町、本郷一～三丁目、中村一～四丁目、中萩町、上原一～四丁目、御蔵町、光明寺一・二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町
山根駐在所	省略	新居浜市のうち、西蓮寺町一・二丁目、中西町、 <u>中筋町二丁目</u> 、山根町、山田町、篠場町、種子川町、角野、種子川山、角野新田町一～三丁目、 <u>中村</u> 、立川町、大永山（出口、小味地を除く。）
省略		

- (3)～(5) 省略

- (6) 伯方警察署

名称	位置	所管区
伯方警察署所在地	省略	今治市のうち伯方町有津、 <u>伯方町北浦</u> （竹田）、伯方町木浦
北浦駐在所	省略	今治市のうち伯方町伊方、伯方町叶浦、 <u>伯方町北浦</u> （竹田を除く。）
省略		

- (7)～(12) 省略

- (13) 八幡浜警察署

名称	位置	所管区
みなと交番	省略	八幡浜市のうち江戸岡一・二丁目、広瀬一～四丁目、古町一・二丁目、産業通、国木、八代一丁目、元城団地、檀谷1～3、駅前1・2_____、神宮前、東矢野町、神宮通1・2_____、松蔭町、花小路、愛宕、清水町、矢野町1～5_____、東新川、大正町、 <u>浜田町1～3</u> 、山越1・2、南柏1・2、松柏1～7、新和田町1～3、徳雲坊、清滝、清滝下、川筋下・中・上、鯨、千畳、元井、新道、上大峠、下大峠、湯島、牛名、川舞1～4、迫田、王子、人加志、野中 <u>水ノ元</u> 、大谷口一・二

		丁目、沖新田、須崎一・二丁目、片山町、本町一・二丁目、大門、横町、海老崎、新栄町、船場通、浜之町、中央、下道1・2、旧役場前通、千代田町、新川、昭南通、旭町一～三丁目、天神通一・二丁目、大黒町一～五丁目、南大黒町、北大黒町、朝潮橋、新港戎町、仲之町、新町一～五丁目、琴平町、港町_____、海望園、松本町一～三丁目、幸町、東近江屋町_____、西近江屋町浜通、西近江屋町、白浜通_____、喜多町、裁判所通、花園町、大平1～16、高城1～5、中浦1～5、大内浦1～5、杖之浦1～4、勘定1～5、緑ヶ丘、津羽井上・下、栗之浦1～4_____、大島（音泊、江ノ浦、本浦、雉ヶ浦）、佐島、北浜一丁目
千丈駐在所	省略	八幡浜市のうち松柏古谷、松柏木多町、郷稲ヶ市、郷千丈駅前、郷末広、郷新開町_____、郷中央、郷横畑、郷梨尾、郷上郷、郷南裏、川ノ内田浪、川ノ内古籾、高野地1～3
省略		

(14) 西予警察署

名称	位置	所管区
西予警察署所在地	省略	西予市のうち宇和町卯之町一～五丁目、宇和町伊賀上、宇和町神領、宇和町久枝、宇和町野田、宇和町小野田、宇和町永長、宇和町下松葉、宇和町ひまわり、宇和町小原、宇和町岩木、宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田（仁土を除く。）
省略		
三島駐在所	省略	西予市のうち三瓶町有太刀、三瓶町蔵貫浦、三瓶町蔵貫、三瓶町皆江、三瓶町下泊、宇和町山田（仁土）
省略		

(15)・(16) 省略

		丁目、沖新田、須崎1・2_____、片山町、本町1・2_____、大門、横町、海老崎、新栄町、船場通、浜之町、中央、下道1・2、旧役場通_____、千代田町、新川、昭南通、旭町1～3、天神通1・2、大黒町1～5_____、南大黒町、北大黒町、朝潮橋、戎町_____、仲之町、新町1～5_____、琴平町、港町、棧橋通、海望園、松本町1～3、幸町1～3、東近江屋町1～3、西近江屋町浜通、西近江屋町1～3、白浜通1～3、喜多町、裁判所通、花園町、大平1～16、高城1～5、中浦1～5、大内浦1～5、杖之浦1～4、勘定1～5、緑ヶ丘、津羽井上・下、栗之浦1～4、矢野町6・7、大島（音泊、江ノ浦、本浦、雉ヶ浦）、佐島、北浜_____
千丈駐在所	省略	八幡浜市のうち鳴滝1・2、古谷、稲ヶ市、木多町1・2、千丈駅前、末広、田浪、新開町、郷中央、郷横畑、郷梨尾、上郷、南裏、川之内上・下、古籾_____、高野地1～3
省略		

(14) 西予警察署

名称	位置	所管区
西予警察署所在地	省略	西予市のうち宇和町卯之町一～五丁目、宇和町伊賀上、宇和町神領、宇和町久枝、宇和町野田、宇和町小野田、宇和町永長、宇和町下松葉、宇和町ひまわり、宇和町小原、宇和町岩木、宇和町郷内、宇和町西山田、宇和町山田_____
省略		
三島駐在所	省略	西予市のうち三瓶町有太刀、三瓶町蔵貫浦、三瓶町蔵貫、三瓶町皆江、三瓶町下泊_____
省略		

(15)・(16) 省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第14条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第16条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第17条の規定により、準備書説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和5年3月24日

株式会社瀬戸ウインドヒル

代表取締役 松田 裕 士

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 株式会社瀬戸ウインドヒル
 - (2) 代表者 代表取締役 松田 裕士
 - (3) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙4367番地 6
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名 称 (仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業
 - (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業(陸上)
 - (3) 規 模 総出力 15,740キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県西宇和郡伊方町
- 4 関係地域の範囲
愛媛県西宇和郡伊方町
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所
愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目2番(NTT愛媛ビル2棟4階))
伊方町役場本庁舎(愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1)
伊方町役場瀬戸支所(愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6)
伊方町役場三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地)
 - (2) 縦覧期間
令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月)まで
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く)
 - (3) 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁時間に準ずる)
なお、準備書の電子版は弊社(株式会社瀬戸ウインドヒル)ホームページ(<https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/>)において、令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月)まで閲覧いただけます。
- 6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
- (1) 提出期限 令和5年5月16日(火)まで
 - (2) 提 出 先 〒220-8401
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号
三菱重工横浜ビル21階
株式会社瀬戸ウインドヒル(担当 小間・山本)
電話 045-200-7736
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 令和5年4月15日(土)13時00分から
場所 伊方町 瀬戸町民センター(愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084番地1)